入　札　説　明　書

令和５年度ひきこもり当事者とその家族等の将来設計支援業務委託に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日

令和５年３月１７日

２　契約担当者

京都府知事　西脇　隆俊

３　担当部署

　 〒605-8570

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

　京都府健康福祉部家庭支援課非行少年・ひきこもり対策係

　　　電話：075-414-4306

メールアドレス：kateishien@pref.kyoto.lg.jp

４　入札に付する事項

　(1) 業務の名称及び数量

　　　令和５年度ひきこもり当事者とその家族等の将来設計支援業務　一式

　(2) 業務の仕様

　　　仕様書のとおり

　(3) 委託期間

　　　契約締結日から令和６年３月３１日まで

５　入札説明書等の交付場所

(1) 入札説明書等の入手方法

　　　ア　原則として、８の(1)に記載の提出期間に、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードすること。

　　　イ　やむを得ず直接交付を受ける場合は、３の場所に問い合わせの上、８の(1)に記載の提出期間に交付を受けること。

(2) 入札説明会

　　　実施しない

６　入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者

７　入札に参加する者に必要な資格

　入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査 を受け、その資格を認定されたものに限る。

ア　府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ　公告日の属する年の１月１日において直前２営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ　一般競争入札参加資格審査申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ　業務に関する京都府からの指示及び問い合わせに来庁対応も含め、速やかに対応できると認められない者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下 「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、 次のいずれかに該当する者

(ｱ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ｲ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ｳ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ｴ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ｵ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ｶ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ｷ) 暴力団及び(ｱ)から(ｶ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする　者

カ　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす

団体に属する者

(2）申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者

(3) 過去５年間に仕様書に記載の業務と同種の委託業務を行った実績を有する者

　(4) 国又は地方公共団体を相手方として過去２年間に委託業務を行った実績を有する者

８　資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

　(1) 申請書の提出期間

　　　令和５年３月１７日（金）から令和５年４月１４日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

　(2) 申請書の入手方法

ア　原則として、８の(1)に記載の提出期間に、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)からダウンロードすること。

　　　イ　やむを得ず直接交付を受ける場合は、３の場所に問い合わせの上、８の(1)に記載の申請書の提出期間に交付を受けること。

　(3) 提出場所

　　　３に同じ。

　(4) 提出方法

　ア　持参により提出する場合

提出期間中の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に提出すること。

イ　郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(5) 添付資料

　　申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア　商業登記事項証明書及び定款

イ　府税納税義務者にあっては京都府が発行する府税納税証明書（別記第2号様式）

ウ　消費税及び地方消費税の納税証明書

エ　営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）

オ　取引使用印鑑届（別記第4号様式）

カ　権限を営業所長等に委任する場合は委任状（別記第5号様式）

キ　誓約書（別記第6号様式）

　(6) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

　(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし提出された書類は返却しない。

９　参加資格を有する者の名簿への登載

審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和５年度ひきこもり当事者とその家族等の将来設計支援業務に係る一般競争入札参加資格資格者名簿に登載される。

10　資格審査結果の通知及び参加資格の有効期間

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。なお、参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和６年３月３１日までとする。

11　参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに文書により当該変更に係る事項を届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

　(3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあっては、氏名

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（６及び７の（1）に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると契約担当者が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア　個人が死亡したときは、その相続人

　　イ　個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その２親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ　個人が法人を設立したときは、その法人

　　エ　法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

　　オ　法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) 12の(1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) 12の(2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

13　参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後３年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア　契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をしたとき

イ　競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ　地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき

カ　アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 13の(1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

14　質問の受付・回答

　　入札者は、仕様書並びに契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

持参のほか、郵便又は電子メールにより、３に提出すること。様式は自由とするが、次の点に留意すること。（メールアドレス：[kateishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kateishien@pref.kyoto.lg.jp)）

　　ア　件名は「令和５年度ひきこもり当事者とその家族等の将来設計支援業務に関する質問」とすること。

　　イ　質問者の事業所名、部署名、役職、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号及び電子メールアドレスを記載すること。

　　ウ　質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(2) 受付期限

　　令和５年４月３日（月）午後５時必着

(3) 回答

　　　質問への回答は、令和５年４月７日（金）に京都府ホームページ「入札 ・プロポーザル情報」 (<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)に掲載し、個別には回答しない。

　　　質疑及び回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。

15　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア　日時

　　　　令和５年４月２４日（月）　午前１０時

イ　場所

　　　　京都府庁 旧本館会議室２-Ｎ

(2) 入札の方法

ア　入札書(別紙様式１)は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ　代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ　入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の 場合はその商号又は名称)及び「令和５年度ひきこもり当事者とその家族等の将来設

計支援業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りで無い。

エ　資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札 　　 を執行する。

オ　入札回数は2回までとする。

カ　審査結果通知書又はその写しを提示しなければ入札に参加することができない。 キ　入札時刻に遅れたときは入札に参加することができない。

ク　入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を 郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分につ いて押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正でき ない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することがで きないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期 し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

　(7) 開札

　　ア　開札は、15の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

　　イ　開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することはできない。

　(8) 再度入札

　　　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは

直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア　６及び７に掲げる資格のない者の行った入札

イ　申請書等を提出しなかった者の入札又は虚偽の記載をした者の入札

ウ　委任状を持参しない代理人による入札

エ　記名押印を欠く入札

オ　金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書で行った入札

カ　金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で行った入札

キ　同じ入札に２以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ　関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ　その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札者の決定方法

ア　京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

　　イ　落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当

該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16　契約の手続において使用する言語及び通貨

　　日本語及び日本国通貨

17　入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を開札の開始までに納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第147条第2項に該当する場合は、免除する。

18　契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

19　契約書の作成の要否

　　要

20　その他

　(1) １から19までに定めるもののほか、京都府会計規則の定めるところによる。

　(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

　(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、入札執行事務に関係のある職員から請求があった場合はこれを提示すること。